参　考　資　料

4　かわごえ市民会議設置要綱

(平成16年2月4日、市長決裁)

（設置）

第１条　（仮称）第三次川越市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、市民から今後の川越市のまちづくりに係る提言（以下「まちづくりに係る提言」という。）を受けることにより、市民と協働による計画づくりを推進するため、かわごえ市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　市民会議の組織は、次により構成する。

(1)　リーダー会議

(2)　分科会

（委員）

第３条　委員は、次のいずれにも該当する者のうち、市長が公募により選考し、就任依頼した者とする。

(1)　市内に在住又は通勤若しくは通学する者

(2)　国会議員、県議会議員又は市議会議員でない者

２　委員は、無報酬とし、任期は、就任依頼日から最終提言を行う日までとする。

３　市長は、市民会議の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

(1)　市民又は市内に通勤若しくは通学する者でなくなったとき。

(2)　やむを得ない理由により離任を申し出たとき。

(3)　その他解任することにつき相当な理由があると市長が認める場合

（リーダー会議）

第４条　リーダー会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　まちづくりに係る提言の審議及び決定に関すること。

(2)　分科会に係る提言の調整に関すること。

(3)　その他分科会の連絡調整に関すること。

２　リーダー会議は、次条に定める分科会のリーダー及びサブリーダーをもって組織する。

３　リーダー会議に統括リーダー１人及び統括サブリーダー１人を置き、リーダー会議の委員のうちから互選によってこれを定める。

４　リーダー会議は、統括リーダーが招集し、会議を主宰する。
５　統括サブリーダーは、統括リーダーを補佐し、統括リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

（分科会）
第５条　分科会は、別表に掲げるとおりとし、それぞれ次の事務を所掌する。
(1)　分科会のテーマに係る調査及び審議に関すること。
(2)　分科会のテーマに係る提言の決定に関すること。
２　市民会議の委員は、原則として一の分科会の委員となるものとする。
３　分科会等にリーダー１人及びサブリーダー２人を置き、分科会を構成する委員の互選によってこれを定める。この場合において、すべてが同性となることのないよう配慮するものとする。
４　前条第４項及び第５項の規定は、分科会について準用する。

（会議の公開等）
第６条　会議は全て公開を原則とする。
２　傍聴の許可は、会議の主宰者が、会場の都合等を考慮して行うものとする。
３　会議日程は可能な限り事前に公開するものとする。
４　会議録は、会議の経緯と決定事項等について、委員が作成する。

（提言等）
第７条　市民会議は、平成１６年９月までに中間報告を、同年１２月までに最終提言を、それぞれ市長に対して行うものとする。

（市の役割）
第８条　市の役割は、次のとおりとする。
(1)　市民会議が提言をまとめるために必要な情報を提供すること。
(2)　リーダー会議及び分科会にオブザーバーとして市職員を派遣すること。
(3)　その他、市民会議の円滑な運営に資するため、市民会議からの求めに応じ必要な補助を行うこと。

（庶務）
第９条　市民会議の庶務は、市民会議内において処理する。

（補則）
第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、市民会議発足の日から施行する。

別表（第5条関係）

分科会の名称	分科会のテーマ
市民生活分科会	コミュニティー、男女共同参画、人権、防犯、保健、医療、福祉、社会保障
都市基盤分科会	土地利用、都市整備、交通、上下水道、道路、河川
経済・産業分科会	商業、工業、農業、観光、労働
環境・防災分科会	地球環境、環境の保全と創造、循環型社会、防災、消防、救急
文化・教育分科会	生涯学習、学校教育、市民文化、国際交流、スポーツ